

# トレーラーヘッド車をご利用のお客様へ！

E T Cで無線通行していただく際の

## 通行料金の金額表示が変わりました。

(車載器の料金案内、及びE T Cカード利用明細読出器の料金印刷について)

運用変更日 平成22年7月9日(金)～

この度の運用変更に伴い、名古屋高速道路をトレーラーヘッド車で無線通行して頂いた場合、

①車載器には通行料金額が表示(案内)されなくなり、②E T Cカード利用明細読出器では大型車料金で印刷されるように統一されました。

	従来	平成22年7月9日以降
車載器の料金表示(案内)	表示されないか 大型車料金での表示	表示されない
E T Cカード 利用明細読出器の印刷	通行料金を印刷できないか 大型車料金での印刷	大型車料金での印刷

備考： トレーラーヘッドの無線通行につきましては、料金所に設置されているセンサーで総軸数を判別し、3軸以上である場合には大型車として取り扱っております。判別は料金所の機器と車載器とのやり取りが完了後に行うため、確定後の通行料金を車載器に表示することや、E T Cカードに書き込むことができません。

従来、E T C車載器・E T Cカード利用明細読出器では、お客様のご利用の機器によって通行料金の表示や通行料金の印刷が異なっておりましたが、今後は上記のとおり運用を統一してまいります。運用変更によりご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、E T C利用照会サービスでは確定後の料金をご確認いただけます。

問い合わせ先 名古屋高速お客様センター

電話番号 / 052-919-3200(クイックさんに、まるまる)

営業時間 / 9:00～19:00(年末年始を除く毎日)

ホームページ / <http://www.nagoya-expressway.or.jp/>

